

索引

〈 全国家計構造調査 〉

家計簿の記入のしかた



- 家計簿の記入については、お手順をおかけしますが、本冊子『家計簿の記入のしかた』をご覧ください、正確な記入をお願いします。なお、本冊子は、調査期間を通して使用していただきます。家計簿と一緒に大切に保管してください。
- 記入内容は、法律(統計法)によって厳重に保護されます。家計簿にはありのままの記入をお願いします。
- 家計簿の記入は、黒の鉛筆またはシャープペンシルをお願いします。

家計簿の3種類(I～Ⅲ)の記入欄に、それぞれ該当するものを記入してください。

家計簿に記入する「支出」は各世帯員が支払う金銭のすべて、
「収入」は各世帯員が受け取る金銭のすべてです。

I

自動引落としによる支払



- 公共料金、家賃、住宅ローンの引落としなど

Ⅱ

口座への入金(給与・年金等)



- 毎月の給与や賞与、公的・個人年金、仕送り金など
- 収入から引かれる税金や社会保険料など

Ⅲ

日々の収入と支出



- ショッピング、利用サービスの支払、せん別・祝金など(支出)
- 自分の店舗で販売する商品の自家用・贈答用の消費(支出)
- 賃金、謝礼金、せん別・祝金など(現金収入)
- 口座からの引出と預入

高額な支出も忘れずに『家計簿』への記入をお願いいたします。

『家計簿』の最終ページにある「記入確認リスト」を確認していただき、
記入漏れのないようご注意ください。

具体的な記入方法については、裏表紙の索引から、該当ページをご参照ください。

I 自動引落としによる支払

記入例

- 世帯員の預貯金口座から口座自動振替で行っている、公共料金、家賃、保険料の支払や、住宅ローン、クレジットカード払いの返済など毎月または定期的に行う支払を記入してください。
- 記入にあたっては、支払う料金の領収書や口座自動振替通知票、預貯金通帳などで支払の種類、金額をよく確かめ、家計簿の記入対象期間に引落としがあった分を記入してください。
- 公共料金や家賃などの支払をクレジットカードで行っている場合は、「クレジット 掛買い・月賦」欄に「○」を記入してください。
- 左のページには、口座自動振替やクレジットカードで毎月の支払が行われている代表的な項目をあらかじめ印刷しています。該当する支払がある場合は、各項目の欄に記入してください。

- 印刷されていない項目の支払を、世帯員の預貯金口座から口座自動振替などで行っている場合は、右のページの自由記入欄(「28」番以降)に記入してください。
- 同じ種類の支払が複数ある場合は、「28」番以降にそれぞれ分けて、種類・目的がわかるように、また、○月分・○期分のようにいつの分の支払かを記入してください。
例) 保険料、保育料など
- 手持ち現金に動きがない自動引落としによる支払は、『家計簿』への記入漏れを起こしやすいので特に注意してください。

1 電気料金・ガス料金

器具代・工事費などが含まれている場合は、使用料金と区別して「28」番以降に記入してください。

2 NHK放送受信料金

NHKのBS放送受信料を含みます。
※NHKおよびケーブルテレビ以外の衛星放送受信料は「28」番以降に記入してください。

3 携帯電話料金

スマートフォンを含む携帯電話料金は、請求書などを見て、請求金額(支払金額)の合計額にプロバイダ料金(インターネット接続料)や固定電話料金などが含まれているときは、それぞれ該当する欄に分けて記入してください。

内訳が区別できない場合は金額をまとめて記入し、セット料金に含まれる内容を記入してください。
携帯電話料金と合わせて支払っている「有料コンテンツ利用料」(※1)、「有料コンテンツ利用料以外の買い物代等」(※2)、「機器代金分割支払分」は、携帯電話料金の内数としてそれぞれ該当する欄に記入してください。

※1 有料コンテンツ利用料

有料のゲーム、音楽、アプリのダウンロードなどにかかった料金のうち、携帯電話料金と合わせて支払っている分を記入してください。
なお、購入した時点では、「Ⅲ 日々の収入と支出」欄に記入してください。【参照】P.13

※2 有料コンテンツ利用料以外の買い物代等

洋服や日用品などを購入した代金のうち、携帯電話料金と合わせて支払っている分を記入してください。なお、購入した時点では、「Ⅲ 日々の収入と支出」欄に記入してください。【参照】P.13

I 自動引落としによる支払			
※「今月の支払分」については、この家計簿を記入した期間の支払分について記入してください。 ※クレジット・カード、掛買い、月賦による購入分の支払をしたときには、「クレジット 掛買い・月賦」欄に「○」を記入してください。 ※「13 新聞代」及び「24～26 保険料」については、該当するものを「○」で囲んでください。			
支払内訳(種類、品名等)	今月の支払分 金額(円)	クレジット 掛買い・月賦	
1 電気料金 1 [10 月分]	5,727	○	
2 都市ガス料金 [10 月分]	6,344	○	
3 プロパンガス料金 [月分]		○	
4 水道料金 [9 月～ 10 月分]	5,373	○	
5 NHK放送受信料金 [10 月～ 11 月分]	4,460	○	
6 インターネット接続料 [10 月分]	990	○	
7 固定電話料金 [10 月分]	6,362	○	
8 携帯電話料金 [プロバイダ料金 IP電話通話料] 3 [10 月分]	28,780	○	
9 うち 携帯電話事業者による代行徴収分 有料コンテンツ利用料 ※1 (1,460)		○	
10 うち 携帯電話事業者による代行徴収分 有料コンテンツ利用料以外の買い物代等 ※2 (8,570)		○	
11 うち 機器代金分割支払分(電話機器代金等) (2,250)		○	
12 ケーブルテレビ等受信料 4 [10 月分]	3,600	○	
13 新聞代 (一般的な商業新聞() (その他)) 5 [10 月分]	3,093	○	
14 住宅ローンの返済 [月分]		○	
15 家賃 [11 月分]	80,000	○	
16 共益費又は管理費 [11 月分]	2,000	○	
17 月極駐車場料金 [11 月分]	8,000	○	
18 学校給食費 [小学校] [11 月分]	3,030	○	
19 学校授業料 [] [月分]		○	
20 PTA会費 [小学校] [11 月分]	300	○	
21 学校教材費 [小学校] [11 月分]	3,000	○	
22 保育所・幼稚園の保育料 [幼稚園] [11 月分]	9,870	○	
23 国民年金保険料 [11 月分]	16,410	○	
24 [学 資] 保険料 (積立 掛け捨て) 6 [11 月分]	13,110	○	
25 [学 資] 保険料 (積立 掛け捨て) [11 月分]	13,110	○	
26 [終身年金] 保険料 (積立 掛け捨て) [11 月分]	13,100	○	
27 クレジットカード払いの返済 7 [9 月分]	35,000	○	
合 計	261,659	8	

I 自動引落としによる支払(つづき)			
支払内訳(種類、品名等)	今月の支払分 金額(円)	クレジット 掛買い・月賦	
28 ○○百貨店友の会会費 11月分 9	5,000	○	
29 新聞代(電子版) 10月分	3,800	○	
30 受信料(スカパー!) 10月分	2,415	○	10
31 保育所保育料 11月分	9,433	○	
32 住宅火災保険(掛け捨て) 11月～翌年10月分(年払い)	15,000	○	
33 自動車購入返済分	20,000	○	
34		○	
35		○	
36		○	
37		○	
38		○	
39		○	
40		○	
41		○	
42		○	
43		○	
44		○	
45		○	
46		○	
47		○	
48		○	
49		○	
50		○	
51		○	
52		○	
53		○	
54		○	
合 計	55,648		

4 ケーブルテレビ

ケーブルテレビ受信料にインターネット接続料や固定電話料金などがセット料金として含まれているときは、それぞれ該当する欄に分けて記入してください。

内訳が区別できない場合は「ケーブルテレビ等受信料」に金額をまとめて記入し、セット料金に含まれるものを「○」で囲みます。

5 新聞代

該当するものを「○」で囲みます。日刊工業新聞や株式新聞などの業界紙は「その他」とします。電子版は「28」番以降に記入してください。

6 保険料

種類や何月分の支払かを記入し、積立型か掛け捨て型かを「○」で囲みます。

7 クレジットカード払いの返済

クレジットカード払いの代金が口座から引き落とされた場合は、何月分かを記入してください。複数のカードの引落し額をまとめて記入してもかまいません。

8 合計

ページごとの合計金額を記入してください。
ただし、()書きにした金額は、合計欄には含めません。

9 (つづき)への記載例

デパートの友の会など、毎月の積立金や会費を口座自動振替によって支払っている場合に記入してください。

10 クレジットカードで支払っている場合

BSの受信料など毎月の利用料金の支払をクレジットカードで行っている場合は、「クレジット 掛買い・月賦」欄に「○」を記入してください。

- 世帯員の預貯金口座に、給与、賞与、年金、仕送り金などが振り込まれた(入金された)場合に、記入してください。
- 世帯員全員の収入について世帯員ごとに記入してください。
世帯主の収入は[世帯主]のページに、世帯主の配偶者の収入は[世帯主の配偶者]のページに記入してください。
その他の世帯員の収入は[世帯主との続き柄[]]]のページに記入し、
[]内には世帯主との続き柄を記入してください。
- 収入は、税金や社会保険料などが引かれる前の金額を記入します。

- 収入は、あらかじめ印刷されている「収入項目」に沿って、その内訳を記入し、収入から引かれる税金・社会保険料などは、あらかじめ印刷されている「控除又は納付項目」に沿って、その内訳を記入してください。
- あらかじめ印刷されている「収入項目」、「控除又は納付項目」に該当するものがない場合は、空いている欄に記入してください。
- 複数の勤め先から給与や賞与を支給されている場合は、勤め先ごとにそれらすべてを記入してください。
- 手持ち現金に動きがない口座への入金は、『家計簿』への記入漏れを起こしやすいので特に注意してください。

1 日付欄

入金のあった日付を記入し、何月分の給与かを記入してください。

2 給与・年金

税引き前の収入額の内訳を「支給額」欄に、税金や社会保険料などの控除額の内訳を「控除又は納付額」欄に記入してください。賞与も同様に記入してください。

3 社会保険料

厚生年金保険料、厚生年金基金掛金や退職金等年金掛金、確定拠出年金の掛金は、それぞれ分けて記入してください。

4 財形貯蓄

該当するものを「○」で囲みます。複数ある場合は、「8」番以降の「控除又は納付項目」欄に分けて種類がわかるように記入してください。

5 借入金など

社員貸付制度や高額医療貸付制度などを利用して借り入れた金額など、給与・年金以外で振り込まれた金額は、「事業収入・賞与・その他の収入」欄に記入してください。

6 原稿料など

税込み額(天引きされる前の金額)を「支給額」欄に、その所得税(源泉徴収分)は「控除又は納付額」欄に記入してください。

年金以外の社会保障給付金(失業手当や生活保護費など)の入金があった場合は、「事業収入・賞与・その他の収入」欄に記入してください。

II 口座への入金(給与・年金等) 世帯主

※あらかじめ印刷されている項目以外の「収入項目」、「控除又は納付項目」は、その名称と金額を該当する欄の空いている行に記入してください。

■ 月々の給与

日付	収入項目	支給額(円)	控除又は納付項目	控除又は納付額(円)
1 15	本給(10月分)	293,200	税	3,830
2	扶養(家族)手当	20,000	住民税	16,000
3	住宅手当		健康保険料	15,856
4	通勤手当(6か月分)	63,050	介護保険料	2,640
5	時間外手当		厚生年金保険料	21,280
6	[]手当		雇用保険料	1,129
7	[]手当		財形貯蓄(年金・住宅・一般)	30,000
8			厚生年金基金掛金	8,000
9			財形貯蓄 年金	10,000
10				
11				
12				
13				
14				
給与総額		376,250	口座振込額	267,515

■ 年金

日付	収入項目	支給額(円)	控除又は納付項目	控除又は納付額(円)
1	[]年金		介護保険料額	
2	[]年金		後期高齢者医療保険料額	
3	[]年金		所得税額及び復興特別所得税額	
4			個人住民税額	
5			国民健康保険料(税)額	
6				
7				
支給総額			口座振込額	

■ 事業収入・賞与・その他の収入

日付	収入項目	支給額(円)	控除又は納付項目	控除又は納付額(円)
1	賞与(ボーナス)		所得税	
2			健康保険料	
3			介護保険料	
4			厚生年金保険料	
5			雇用保険料	
6			財形貯蓄(年金・住宅・一般)	
7 10	会社から社員融資借入れ	300,000		
8 10	原稿料	48,000	原稿料 所得税	4,900
9 10	児童手当	80,000		
10				
11				
支給総額		428,000	口座振込額	423,100

II 口座への入金(給与・年金等) 世帯主の配偶者

※あらかじめ印刷されている項目以外の「収入項目」、「控除又は納付項目」は、その名称と金額を該当する欄の空いている行に記入してください。

■ 月々の給与

日付	収入項目	支給額(円)	控除又は納付項目	控除又は納付額(円)
1 1	本給(10月分)	87,000	所得税	2,665
2	扶養(家族)手当		住民税	2,900

■ 年金

日付	収入項目	支給額(円)	控除又は納付項目	控除又は納付額(円)
1 15	[厚生]年金	214,650	介護保険料額	5,800
2 15	[国民]年金	51,050	後期高齢者医療保険料額	800

■ 事業収入・賞与・その他の収入

日付	収入項目	支給額(円)	控除又は納付項目	控除又は納付額(円)
1	賞与(ボーナス)		所得税	
2			健康保険料	
3			介護保険料	
4			厚生年金保険料	
5			雇用保険料	
6			財形貯蓄(年金・住宅・一般)	
7 1	家賃収入(10月分)	80,000		
8 26	教会経費 運営収入からの繰入れ(10月分)	20,000		
9 28	内職 和服仕立代	35,000		
10				
11				
支給総額		135,000	口座振込額	135,000

7 勤務形態がパートやアルバイトなどの場合

基本給(基本支給額)は「本給」に記入してください。

8 年金

種類を詳しく記入してください。なお、数か月分がまとめて入金された場合はその額をそのまま記入してください。

9 その他の収入

給与や賃金以外の収入が口座に入金された場合は、その都度できるだけ詳しく記入してください。

10 事業収入

事業からの収入は、そのうち家計に繰り入れた分だけを記入します。

11 内職収入

経費を差し引いた金額を記入してください。



給与・年金などを現金で受け取っている場合

- 受け取った日の「III 日々の収入と支出」の「現金収入」欄に、誰(世帯主との続き柄)の、何月分の、どのような収入かがわかるように記入してください。
- 給与・年金などは、税引き前の収入額の内訳を「現金収入」欄に、税金や社会保険料などの控除額の内訳を「支出」欄に記入してください。

■ 現金収入

収入の種類	金額(円)
1 世帯主 10月分 本給	293,200
2 扶養手当	20,000
3	
4	
5	

■ 現金収入の引出と振入

引出の合計(円)	振入額の合計(円)

■ 本日の現金残高

本日の現金残高 円

■ 支出

支出の種類	金額(円)
1 所得税	3,830
2 住民税	16,000
3	
4	



日々の収入と支出

記入のしかた

- 日々生じる収入・支出を毎日記入してください。(Ⅰ・Ⅱ欄以外の収入・支出)
- その日の収入・支出の有無にかかわらず、毎日新しいページに記入してください。
収入・支出が全くない日は、その日のページに「支出なし」と記入してください。
- Ⅲ欄は、日付ごとに見開き2ページとなっています。
- 同じ日の収入・支出がページ内に収まらない場合は、次のページに同日の日付を記入し、続きの内容を記入してください。
この場合、各ページに「現金収入」、「現金支出」欄の合計金額を記入してください。
- 購入した商品は、個々の品名を具体的に記入してください。
贈答用や離れて住んでいる親類や家族、友人・知人にあげるために購入した商品は、「自家用以外」欄に「○」を記入してください。
- 11月に記入する『家計簿(11月分)』では、購入した商品ごとに、購入先・購入地域を「○」で囲んでください。

Ⅲ 日々の収入と支出

日() 曜日()

前日からの繰越金 (手持ち現金) 円 A

■ 支出

支払い方法: ①現金 ②クレジットカード ③デビットカード ④口座振替 ⑤現金 ⑥現金 ⑦現金 ⑧現金 ⑨現金

金額及び用途: ①現金 ②現金 ③現金 ④現金 ⑤現金 ⑥現金 ⑦現金 ⑧現金 ⑨現金

現金収入の合計 円

現金支出の合計 円

■ 現金収入

収入の種類 金額(円)

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

現金収入の合計 円

■ 預貯金の引出と預入

引出額の合計 円

預入額の合計 円

■ 本日の現金残高

本日の現金残高 円

備考

1 支払い方法について



クレジット・掛買い・月賦による購入の場合

クレジットカードでの購入など、購入代金の支払を、後日、「一括払い」または「分割払い」で行う場合が該当します。



電子マネーによる購入の場合

電子マネーで商品・サービスを購入した場合が該当します。

電子マネーは、精算方法の違いから以下の「プリペイド(前払い)方式」と「ポストペイ(後払い)方式」の2種類に分類されます。

プリペイド(前払い)方式

使用前にチャージする必要がある電子マネーで、チャージした金額の範囲内で商品・サービスを購入することができます。

例> Suica(スイカ)、ICOCA(イコカ)、PASMO(パスモ)、Edy(エディ)、nanaco(ナナコ)、WAON(ワオン)など

ポストペイ(後払い)方式

購入した商品・サービスの代金を後日まとめて支払う形式の電子マネーです。プリペイド方式のように使用前にチャージする必要はなく、クレジットカードのような使い方ができる電子マネーです。

例> PiTaPa(ピタパ)、QUICPay(クイックペイ)、iD(アイディー)など

※QRコードやバーコード等による決済サービスを利用した場合は、該当する決済方法の番号を「○」で囲んでください。
(例:クレジットカード払いや後日口座から引き落とされる場合は「クレジット・掛買い・月賦」の2を「○」で囲む。)



ポイントを使用した場合

購入代金の支払に、ポイントやクーポン券を使用した場合が該当します。



商品券による購入の場合

全国百貨店共通商品券やQUO(クオ)カードなどで商品・サービスを購入した場合が該当します。この欄の商品券は、現金と同様に多様な商品を購入できる商品券やプリペイドカードなどが該当しますが、購入できる商品が限定されている図書カードやビール券などは該当しません。

※図書カードやビール券など購入できる商品が限定されている商品券やプリペイドカードなどは、その商品券を購入したときに家計簿に記入しますが、その商品券を使ったときは家計簿に記入する必要はありません。



デビットカードについて

金融機関のキャッシュカードで商品・サービスを購入した場合が該当します。デビットカードでは、商品・サービスの購入時にキャッシュカードの預貯金口座から代金の引落し(即時決済)が行われます。



口座間振込等について

預貯金口座から販売事業者の口座に代金を振り込んで商品・サービスを購入した場合が該当します。インターネット通販やテレビショッピングでの代金の口座間振込のほか、離れて住んでいる親類や家族の口座に世帯員の預貯金口座から仕送り金を振り込む場合もこれに該当します。

口座間振込を行う際に生じた振込手数料も併せて記入してください。[参照>P.10]



自分の店の商品を家計用として取り入れた場合

世帯または世帯員が経営する店舗で販売する商品を、自家用・贈答用に消費した場合が該当します。金額はその店舗での商品の販売額を記入してください。

2 現金収入について

- 現金で受け取った収入は、右ページ下の「現金収入」欄に記入してください。給与や賞与などの収入は、4ページの記入例のように、税金や社会保険料などが引かれる前の金額を、本給、通勤手当、時間外手当などに分けて記入してください。
- 現金と同様に使える商品券をもらった場合も、「現金収入」欄に記入してください。
- 上記の収入のほか、現金で受け取ることがある収入には、右記のがあります。

※口座に入金された場合はⅣ欄に記入してください。

家賃収入
内職収入
キャッシングやカードローン・質入れなどの借入金
他人に貸した貸付金の返済
離れて住んでいる家族からの仕送り金
友人・知人からのせん別や香典・祝金
株式・債券の売却収入
買取店への売却・オークション販売で得た収入 など

3 預貯金の引出と預入

- 預貯金口座から現金を引き出した場合は、合計額を右ページ「預貯金の引出と預入」の「引出額の合計D」欄に記入してください。
- 手持ちの現金を預貯金口座に預け入れた場合は、合計額を右ページ「預貯金の引出と預入」の「預入額の合計E」欄に記入してください。



● 11月に記入する『家計簿(11月分)』では、購入した商品ごとに、購入先・購入地域を「○」で囲みます。

1 購入先について

- 商品やサービスの購入先は、下記「購入先のめやす」を参考に「○」で囲みます。
- 同じ商品やサービスを複数の店から購入したときは、購入先ごとに行を変えて記入します。
- 以下のものは、どの店で支払いをしたかにかかわらず、「9その他」を「○」で囲みます。

電気料金	都市ガス料金	上下水道料金	NHK放送受信料	家賃・地代
------	--------	--------	----------	-------

2 購入地域について

- 現在住んでいるところからみた購入地域を「○」で囲みます。
- 電気料金、都市ガス、上下水道料金など、自宅でサービスを受けるものは「1同じ市町村」を「○」で囲みます。
- 以下のものは、購入地域を「○」で囲まなくてもかまいません。

金融商品の支払 (保険の掛金、有価証券の 購入など)	掛買いや月賦による 月々の代金支払	通信販売 (インターネット、テレビ、カタログなど) で購入した商品・サービス
----------------------------------	----------------------	--

購入先のめやす

1 通信販売(インターネット)

インターネット上で注文を行い、品物を購入又はサービスの提供を受ける形態(いわゆるネットショッピング)をいいます。

2 通信販売(その他)

「1通信販売(インターネット)」以外で、新聞・雑誌、ラジオ・テレビ、カタログ等で広告し、郵便、電話等で注文を行い、品物を購入又はサービスの提供を受ける形態をいいます。

3 一般小売店

「4スーパー」～「8ディスカウントストア・量販専門店」以外の小売店をいいます。

・個人商店 ・ガソリンスタンド ・書店 ・チケットショップ ・雑貨店 ・高級ブランドショップ ・新聞小売店 など

4 スーパー

食品、日用雑貨、衣類、電化製品など、各種の商品を、セルフサービスで販売する小売店をいいます。

5 コンビニエンスストア

食品を中心に、家事雑貨、雑誌など各種最寄り品を取りそろえ、セルフサービスで販売しており、店舗規模が小さく、24時間又は長時間営業を行う小売店をいいます。

6 百貨店

衣・食・住にわたる各種の商品を主に対面販売により販売しており、常時50人以上の従業員のいる小売店をいいます。

7 生協・購買

組合員の出資によってつくられている生活協同組合、農業協同組合や会社、官公庁が職員のために設けている購買部をいいます。

・生活協同組合 ・農業協同組合 ・会社の購買部 など

8 ディスカウントストア・量販専門店

店頭商品を原則的に全品値引きして安い価格を売り物としている小売店、家電や衣料品(ファストファッション含む。)などの量販専門店、主に医薬品や化粧品を販売しているドラッグストア、均一価格で多様な商品を販売する小売店や格安チケットショップなどをいいます。

・家電量販店 ・衣料品量販店 ・家具量販店 ・ドラッグストア ・ホームセンター ・百円均一ショップ など

9 その他

上記以外の店をいいます。また、電気料金、都市ガス料金などを支払った場合もここに含めます。

・電気料金 ・NHK放送受信料 ・都市ガス料金 ・家賃・地代 ・上下水道料金
・問屋 ・市場 ・露店 ・行商 ・リサイクルショップ ・美容院 ・クリーニング店 ・レストラン ・ファーストフード店 ・居酒屋 ・自動販売機 など

III 日々の収入と支出

日() 曜日()

前日からの繰越金 (手持ち現金) 円

■支出

品名	支払い方法										金額及び用途	購入先・購入地域									
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳
1																					
2																					
3																					
4																					
5																					
6																					
7																					
8																					
9																					
10																					
11																					
12																					
13																					
14																					
15																					
16																					
17																					
18																					
19																					
20																					
21																					
22																					
23																					
24																					
25																					

現金支出の合計 円

■現金収入

収入の種類	金額(円)
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	

現金収入の合計 円

■預貯金の引出と預入

引出額合計	預入額合計

■今日の現金残高

今日の現金残高 () 円

備考